各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長 (公 印 省 略)

化粧品基準の一部を改正する件について

平成31年厚生労働省告示第77号により化粧品基準(平成12年厚生省告示第331号)の一部改正が別添のとおり告示され、同日適用されることとなったので、下記について御了知の上、貴管下関係業者に対して周知徹底方よろしくお願いいたします。

記

1. 改正の趣旨

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 第42条第2項の規定に基づき、化粧品基準の一部を改正することによ り、化粧品に配合することができる紫外線吸収剤の範囲を拡大したもの であること。

2. 改正の内容

別表第4の2を改正し、以下のとおり、化粧品へ配合できる紫外線吸収剤として、4-メトキシケイ皮酸 2-メチルフェニルを追加したこと。

別表第4の2 化粧品の種類により配合の制限がある成分

	100g中の最大配合量(g)		
成分名	粘膜に使用され	粘膜に使用され	粘膜に使
	ることがない化	ることがない化	用される
	粧品のうち洗い	粧品のうち洗い	ことがあ
	流すもの	流さないもの	る化粧品
4-メトキシケイ皮酸 2-メチ ルフェニル	10.0	10.0	

[※]空欄は、配合してはならないことを示す。

別表第4

化粧品の種類により配合の制限がある成分

別表第1~別表第3

(器)

(器)

改

块

\$

汝

117

(注1) ~

(淮3)

(器)

ラメチルブチル) フェノール)

ーメトキシケイ皮酸

 $2-\cancel{x}\cancel{\mp}\cancel{y}$

Hーベンゾトリアゾールー2ーイ

2'ーメチレンビス (6-

2

 $JV) -4 - (1, 1, 3, 3 - \bar{\tau})$

報

○厚生労働省告示第七十七号 を次の表のように改正する。 を薬品、医療機器等の品質、有 有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第四十二条第二項の規定に基づき、化粧品基準(平成十二年厚生省告示第三百三十一号)の一部

(傍線部分は改正部分)厚生労働大臣 根本 匠

			84	
	(順名) 10.0 10.0 10.0	100g 粘膜に使用され ることがない化 粧品のうち洗い 流すもの	ある成分 (注1)	正
	(場合) 10.0 10.0	100g中の最大配合量 (後
	(異谷)	(g) 粘膜に使用され ることがある化 粧品		
			1 2 2 2	
(注1) ~ (注3)	(略) 2、2、-メチレンビス(6-2、2、-メチレンビス(6-2、	烖	1~5 (略) 別表第1~別表第3 別表第4 1 (略) 2 化粧品の種類に	
(3)	デレンE リアン 1, 1, レ フ:	#	13 より	
(略)	(略) 2. 2'ーメチレンビス(6ー(2 Hーベンゾトリアゾールー2ーイル)ー4ー(1, 1, 3, 3ーテトラメチルブチル)フェノール)(新設)	政	5 (略) 第1~別表第3 (略) 第4 (略) (略)	改
	(略) 10.0 (新設)	100g 粘膜に使用され ることがない化 粧品のうち洗い 流すもの	る成分 (注1)	正
	(略) 10.0 (新設)	100g中の最大配合量 され 粘膜に使用され か化 ることがない化 先い 粧品のうち洗い 流さないもの		前
	(犀谷)	(g) 粘膜に使用され ることがある化 粧品		
	()	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		